

富山市住生活基本計画更新基礎調査 業務委託仕様書

1 業務名

富山市住生活基本計画更新基礎調査業務

2 業務の目的及び概要

本市では平成24年3月に策定した「富山市住生活基本計画」に基づき、市民の住生活の安定の確保及び向上の推進、並びに、本市が取り組む「公共交通を軸とした拠点集中型のコンパクトなまちづくり」の実現に向けた「公共交通沿線への居住推進」に取り組んできた。

この結果、中心市街地や公共交通沿線居住推進地区では、人口が社会増加に転じるなど一定の成果とともに、市民のライフスタイルにも変化がみられるようになっている。

一方で、計画策定から約9年が経過し、本年3月に開業した市内電車の南北接続などのまちづくりの進展とともに、人口減少や高齢化のさらなる進展、市民の居住実態の変化、空き家の増加など、市民の住生活を取り巻く社会情勢が大きく変化しており、これらに対応した新たな住生活施策が求められている。

このことから、本業務は、住生活における現状や課題の整理を行うとともに、本市のまちづくりの方向性を踏まえた今後取り組むべき住宅政策のあり方について検討し、令和3年度に策定する新たな「富山市住生活基本計画」の策定方針とするもの。

3 業務委託期間

契約締結の日から令和3年3月19日（金）までとする。

4 業務内容

(1) 居住誘導施策に関するアンケート調査

既存施策の効果把握や課題整理を行うため、「富山市まちなか居住推進事業」「富山市公共交通沿線居住推進事業」等の補助金利用者(約800件)へのアンケート調査を実施する。

(郵送料は本市が負担)

(2) 住生活を取り巻く現状・課題の分析整理

急速な人口減少・超高齢化をはじめとする社会情勢の変化や、本市が取り組む「公共交通を軸とした拠点集中型のコンパクトなまちづくり」を背景として、住宅ニーズや居住形態の変化、世帯の状況、保有する土地など、本市の居住・住環境の実態について、既往の調査等の資料を用いて、基礎的な数値データを整理する。

以上のデータの分析を踏まえ、計画の改定に向けた課題を整理する。

(3) 地域特性に応じた住生活のあり方の整理

「富山市都市マスタープラン」における将来都市構造や、「富山市歩くライフスタイル戦略」における市民のライフスタイルイメージ等を踏まえ、市内の地域特性に応じて、今後実現が求められる住生活のあり方について、ライフステージ等による違いも考慮しながら整理する。

(4) 空き家対策の方向性の検討

本市が進めているコンパクトなまちづくりを踏まえ、地域特性に応じた空き家対策の検討の視点を整理するとともに、対策を検討する上で参考となる対策事例（目的・内容・効果等）を収集・分析し、本市における空き家対策の方向性を整理する。

(5) 居住誘導制度の方向性の整理

これまで本市が実施してきた居住誘導施策の効果について分析を行うとともに、当該制度の創設当初に目指していた市民の居住地選択行動の変化・定着状況を評価・総括するとともに、今後、取り組むべき居住誘導制度の方向性を整理する。

(6) 住生活に関わる政策トレンドへの対応の方向性の整理

国における近年の住生活を巡る政策動向、本市の住生活をとりまく人口等社会情勢を踏まえ、セーフティネット等の基本的な施策領域を整理するとともに、本市が取り組むべき居住支援について方向性を整理する。

(7) 住生活基本計画の策定方針の整理

1～5の整理を踏まえて、住生活基本計画の構成・内容を含む策定方針を整理する。合わせて次年度において検証すべき課題等を整理する。

5 成果物

(1) 調査報告書

➤ 報告書（A4版カラー、くるみ製本） … 30部

(2) 電子データ

➤ 報告書及び一式（DVD-R） … 1枚

➤ 統計資料データ一式（DVD-R） … 1枚

(3) その他本市が本業務の成果物として必要と認めるもの

6 その他

(1) 受託者の責務

受託者は、本業務を遂行するにあたり、関係の法令及び本仕様書を遵守するとともに、本市の意図及び目的を十分に理解したうえで、適正な人員を配置し、正確に業務を行わなければならない。また、本仕様書について疑義または定めのない事項が生じたときには、発注者と受託者が協議のうえ定めるものとする。

(2) 業務の指示

受託者は、本市と連絡を密にし、十分協議のうえ指示に従わなければならない。

(3) 業務の報告

受託者は、業務の進捗に応じて、定期的に本市に報告を行わなければならない。

(4) 費用の負担

本業務及び本業務に関連する業務の実施にあたり発生した費用は、原則として受託者が負担するものとする。

(5) 秘密の保持

受託者は、富山市個人情報保護条例や富山市情報セキュリティポリシー等を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他に漏らしてはならない。個人情報保護のために必要な措置(プライバシーマーク(一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するもの)等の認証取得又は事業所内での情報セキュリティポリシーの策定等)を講じていること。また、業務終了後も同様とする。